

さいたま市告示第1355号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和2年9月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 渋谷ビル

所在地 さいたま市大宮区榎引町一丁目779番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 渋谷 建一郎

住 所 さいたま市北区榎引町二丁目109番地

(3) 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位置	収容台数
駐車場	54台

(変更後)

位置	収容台数
駐車場	54台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

位置	収容台数
駐車場1	49台

(変更後)

位置	収容台数
駐車場1	49台
駐輪場2	10台
合計	59台

(イ) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

区分	出入口の数	位置
駐車場入口	1箇所	駐車場敷地南側
駐車場出口	1箇所	駐車場敷地南側
駐車場出入口	1箇所	駐車場敷地西側
合計	3箇所	—

(変更後)

区分	出入口の数	位置
駐車場出口	1箇所	駐車場敷地東側
駐車場出入口	2箇所	駐車場敷地南側、西側
合計	3箇所	—

(4) 変更する年月日

令和3年4月29日

(5) 変更する理由

土地活用変更のため

2 届出年月日

令和2年8月28日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和2年9月11日から令和3年1月12日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944

(2) 大宮区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市大宮区吉敷町一丁目124番地1

電話 048(646)3093

FAX 048(646)3151

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和2年9月11日から令和3年1月12日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944